

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道局 下水道建設課

不利益処分の内容	下水を公共下水道へ排除することの停止または制限
根拠法令等及び条項	栃木市下水道条例第14条
根拠条項	栃木市下水道条例第14条
参考事項	
設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成30年 4月 1日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>1 対象となる者 栃木市下水道条例第14条第1項の各号に該当する者 栃木市下水道条例第14条</p> <p>(1) 公共下水道を損傷するおそれがあるとき。 (2) 公共下水道の機能を阻害するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が管理上必要があると認めるとき。</p> <p>2 処分内容 下水を公共下水道へ排除することを停止または制限することができる。</p>